

A D R 検討会（第1回～第3回）において出された意見等

（注）本資料は、第1回～第3回A D R検討会において委員から出された意見（ を付したもの）及びヒアリングで出された意見（ を付したもの）を検討の便宜のために整理したもので、検討会としての意見を集約したという性格のものではない。

A D R に期待する役割・位置付け

A D R が国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるということは、これまで裁判により解決されてきた紛争に新たな解決手段が加わるというだけでなく、裁判での解決がされてこなかった紛争にも解決の道が与えられるという意味を持つ。

A D R のメリットとして簡易・迅速・廉価といった点が挙げられることも多いが、それよりも、当事者が選択できる紛争解決手段によって、主体的に手続に参加して、納得のいく形で結論を得ることができるという点に目を向けるべき。

経済界の立場としては、簡易・迅速・廉価に、消費者契約法やP L法に関連するようなB 2 Cの紛争（消費者との対応）や知的財産権やI Tのような専門性の高いB 2 Bの紛争を解決する手段としてのA D Rに期待がある。

A D R は私的自治という側面はあるが、結果からみれば、準司法機関としての性格も強調してし過ぎることはない。

A D R には、庶民と裁判をつなぐ役割が期待される。

A D R のあるべき姿として、裁判所の露払い的な役割を超えた可能性を探るべき。

A D R は多様であり、裁判と同じレベルに位置付けられるA D Rがある一方で、裁判の前段階に位置付けられるA D Rがあってもよいのではないかと。

A D R が裁判と並ぶ選択肢となるという議論は、裁判が法的基準による紛争解決の最終手段であるということと必ずしも矛盾するものではなく、法的判断のみによらない紛争解決の手段としてA D Rが根付いていけばよい。

紛争解決制度全体の質の向上を図り、当事者が自分に合った紛争解決手段を選択できるようになるためには、A D Rがサービス内容のいずれか一つでも裁判に勝ることによって、裁判と競争可能となる必要がある。

司法型A D Rについても、裁判所と民間の役割分担を含めた議論が必要である。

労働者の立場としては、基本的には、行政型A D Rの充実が必要であると考えられる。

A D Rに関する現状認識

A D Rの現状をみると、認知度・信頼性が低く、裁判と競争できるような基盤に欠けている。

A D Rに関する法制度の整備が進むことによって、A D Rの認知度が高まること、裁判所との競争条件の格差が改善されることが期待される。

既存のA D Rの認知度・信頼性が低いのは、A D Rに関する基本理念が確立できていないために現場が混乱しているのが原因ではないか。

日本でも多くのA D Rが活動しているのに利用が少ない理由の一つは、利用しようとする者にとって、A D Rに関する情報が決定的に不足していること（認知度の低さ）にあるのではないか。

A D Rを国民に広く認知してもらうためには、A D Rという言葉を使いやすい日本語に訳す必要があると思われる。

消費者の立場からA D Rが利用されない理由を考えると、P Rが不足していること、事件がたらい回しされてしまうこと、解決に向けた進展がないことが挙げられる。

機関の中立性・公正性に関する対外的な信頼の醸成・確保を図るためには、母体機関からの体制の独立性を確保することが重要である。

現在のA D Rや司法に対しては、例えば、業界型A D Rにつき手続が可視的でない、有償で紛争解決に携われる者が法曹に限定されている等の点で不満がある。

（注）アンケート調査等を踏まえると、A D Rの主宰者には、専門知識だけでなく、法律家としての能力も必要であるとの考え方もあり得ると思われる。

今後の検討の視点・留意点

現状を前提とした議論ではなく、あるべきA D Rの姿を描きながら議論する必要がある。例えば、潜在的な需要があるビジネス型A D Rや知的財産関係のA D Rについても十分念頭に置いた議論が必要。

国が何を求めるかではなく国民のニーズに応えるという観点から制度を整備する必要がある。

現在活動しているA D Rが必ずしも十分に機能していない理由について丁寧に分析しておく必要がある。

国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）におけるモデル調停法の議論など国際的動向を踏まえ、国際的な評価にも耐え得るような議論が必要。

I S Oなどの国際的動向にも十分注意を払う必要がある。

検討課題は基本理念の構築についての議論と法的効果の付与等に関する議論とに分かれるが、とりあえず、後者の議論に挑戦してみるべきではないか。

紛争の当事者間には情報力・交渉力の格差が存在しており、これを埋めるための方策についても議論すべきである。

現状のA D Rは縦割りで組織されている面があるので、より包括的な観点から議論すべきである。

共通的な制度基盤の整備

(総論)

制度の枠組みとして、基本理念を中心に規定するのか、手続のガイドライン的な規定とするのか、多様なA D Rをすべて包含した法律とするのか、典型的なA D Rのみを対象とした法律とするのか、という点などにつき、イメージを持ちながら議論していく必要。

A D Rが、アプリアリに認知された存在である裁判と競争し得るようにするためには、少なくとも、A D Rを法律で認知し、国としての取組姿勢を明らかにする必要がある。

国民の信頼を得るような制度基盤の整備が必要である。基本法はとかく宣言的になりがちであるが、実効性のあるものにしなければならない。

A D Rの認知度は信頼性を高めればついて来るものであり、そのためA D Rの基本理念と制度の確立を図り、手続等の透明性を高めるべきである。

A D Rの信頼性の確保については、国が個々の機関の信頼性を許認可等によって担保することは相当ではなく、最低限の法律上の規律と情報の開示と組み合わせることにより、市場の淘汰に委ねることが望ましい。

A D Rの自主性を尊重する一方で、それによって問題が生じないようにするのは、非常に難しい課題ではある。

A D Rの自主性を尊重し、業界A D Rの拡充や専門家の関与を進めるあまり、不透明な手続が放置され、さらに大きな紛争が生じてくることにならないかという懸念がある。

(注) アンケート調査等を踏まえると、観念的な基本理念を法制上明確化することは時期尚早、あるいは、多様なADRを一体的に捉えて統一的な基本理念を定めることには疑問があるといった考え方もあり得ると思われる。

また、ルールは法令化するのではなく、ガイドラインにとどめるべきといった考え方もあり得ると思われる。

(法的効果の付与等の個別課題)

ADRに何らかの法的効果を付与して、利用を促進することも必要である。

法的効果の付与等につき検討を進める際には、各ADR機関の目指すサービス内容によって、必要な項目が異なってくることを前提に、ある程度の機関からの一定の需要があれば、できる限りそれに応えるという姿勢で検討に臨むべきである。

十分な制度設計が行われないままに、簡単にADRに法的効果を与えようとする議論は危険である。

ADRに関する手続が機関によってまちまちである状況のまま、執行力等の法的効果を付与することは時期尚早であり、まずADRの定義付けをはっきりする必要があると考える。

ADRの主宰者には一定の技術レベルや倫理観が必要であり、あらゆるADRに強力な法的効果を付与するのは問題であると思われる。

時効の中断については、明確化する方向で考えてほしい。

執行力の付与については、当事者に十分な情報が提供され、選択の余地が確保されることを前提に、十分に議論する必要がある。

裁判手続との連携を制度化するためには、主にADR側に一層の体制整備が求められるものと思われが、簡易・迅速・廉価な紛争処理手続を有する民間型ADRの長所を保つことにも考慮する必要がある。

科学的・技術的な事項が争点となる紛争については、当該分野に専門的知見を有する者や法律家、消費者問題有識者等を加えた評価体制を確保することが重要である。

(注) アンケート調査等を踏まえると、法的効果を付与したり裁判手続との制度的連携を整えることはADRの柔軟性や自主性を失わせる原因となりかねないので、例えば、裁判手続との連携を進める必要性はあまりない、あるいは、進めるべきでないという考え方もあり得ると思われる。

また、裁判手続との連携に関しては、ADRの過程の情報を裁判に引き継ぐことには慎重であるべきとの考え方もあり得ると思われる。

情報提供面・担い手育成面での連携等

（情報提供）

日本でも多くのADRが活動しているのに利用が少ない理由の一つは、利用しようとする者にとって、ADRに関する情報が決定的に不足していること（認知度の低さ）にあり、紛争解決にふさわしい機関を見つけやすくすることが急務であるのではないか。

（注）アンケート調査等を踏まえると、ADRの連携については、国や地方公共団体がより積極的な役割を果たすべきとの考え方もあり得ると思われる。

（担い手育成）

担い手の育成についても、法曹養成の在り方の議論とも関連しつつ、さらに深く検討する必要がある。

ADRの担い手に対するサポート体制を作ることも必要である。

調停等のスキルの養成をロースクールのカリキュラムに盛り込むなど、長い視野に立って担い手を育成することが必要と考える。

担い手のトレーニング手法を拡充し、質の確保を図るべきである。

担い手の育成面での問題を解決することが重要であり、その際には、財政面にも目を向けるべきである。

ADRの現状をみると、紛争解決のノウハウについての研究が遅れている。

（注）アンケート調査等を踏まえると、ADRの担い手に関する公的な資格制度を整備すべきとの考え方もあり得ると思われる。

（その他）

オンライン上のトラブルは、相手方が不明であったり国際的なトラブルであるため解決が困難な場合が多く、また、被害額の少額なものが多いので、相手方が特定できる手段や低廉で利用者に身近な窓口の整備、外国の団体との連携などを図っていく必要。

オンライン上のトラブルに関連して、わが国は、セキュリティ保護に比してプライバシー管理が遅れているという問題がある。